平成２２年（フ）第４５号
長崎県諫早市永昌東町17番６―203号、前住所長崎県諫早市永昌東町17番６―802号
債務者　園田　泰弘
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國弘　達夫
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
石川県小松市八幡甲341番地
債務者　松本　明之
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　敦賀　彰一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２２９号
広島市佐伯区藤の木３丁目３番４号
債務者　港　　正直
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横谷荘一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２号
広島市安佐北区口田南６丁目７番３号
債務者　佐々木義秀
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平谷　優子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０号
広島市安佐北区落合南４丁目32番２号
債務者　杉　　泉
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月22日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
鳥取県倉吉市和田793番５地
債務者　谷本　和範
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　利明
4　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第６８１号
北海道稚内市富岡５丁目８番６号
債務者　山本　　晋
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
北海道富良野市北の峰町34番34号
債務者　福井谷忠則
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０号
奈良県香芝市白鳳台２丁目21番地の４
債務者　城後　博史
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清家　康男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１５８９号
大阪市城東区諏訪３丁目10番12号　拡輝荘マンション205
債務者　笠原　鈴子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　眞里
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７７号
大阪市福島区吉野１丁目20番27―803号
債務者　山道　幸呼
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９８号
函館市万代町９番25号
債務者　林　　邦夫
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
函館市亀田本町41番２号
債務者　小倉ユミ子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
岩手県大船渡市三陸町綾里字宮野53番地６
債務者　手塚　絵美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４１号
岩手県一関市萩荘字袋田112番地　ライフステージ203
債務者　菅原　　学
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部